

高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ 2018 愛知県4部リーグ 実施要項

- 1 趣 旨 クラブユースと高校のどちらもが参加するランク分けされた繋がりのあるリーグ戦を実施し、2種年
代のチームの選手、指導者、審判の強化と育成普及を図る。
- 2 名 称 高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ 2018 愛知県4部リーグ
- 3 主 催 (公財)愛知県サッカー協会
- 4 主 管 (公財)愛知県サッカー協会2種委員会
- 5 後 援 愛知県教育委員会
- 6 期 間 平成30年4月～10月
- 7 試合会場 参加チームのグラウンドまたは参加チームが確保したグラウンド
- 8 競技分担金 (1)各チーム 30,000円
(2)4月1日(日)～4月20日(金)までに下記口座に振り込むこと。

【振込先】 名古屋銀行 本店営業部(101) 普通 3936645 公益財団法人愛知県サッカー協会 会長 鈴木 登 [ザイ] アイチケンサッカーキョウカイ]

- 9 参加資格 (1)(公財)日本サッカー協会2種に加盟または準加盟されているチームであること。
(2)(1)のチームに所属し、(公財)日本サッカー協会に個人登録された選手であること。
(3)原則18歳以下とするが、高体連加盟チームに関しては、19歳以下とする。ただし同一学年で
の出場は1回限りとする。
- 10 参加チーム 20チーム
- 11 競技規約 (1)競技規則は、本年度「日本サッカー協会」制定の規則とする。
(2)10チームによる1回戦総当りのリーグ戦を行う。
(3)順位決定は、勝ち3点、引き分け1点、負け0点の勝ち点制とする。但し、勝ち点が同じ場合は、
得失点差、総得点、当該チーム間の勝ち点、当該チーム間の得失点差、当該チーム間の総得点、抽
選の順で決定する。
(4)試合時間は80分(40分ハーフ)とし、ハーフタイムのインターバルは原則として10分とす
る。
(5)試合ごとに登録できる選手の人数は23名以内とし、ベンチ入りできる人数は、選手12名以内、
役員・チームスタッフ6名以内とする。
(6)試合中の選手の交代は、5名以内とする。
(7)ユニフォームは、2セット持参する。
(8)出場チームは、試合開始70分前までに正副のユニフォームを本部に持参し、ユニフォームチェ
ックを受ける。
(9)出場チームは、試合開始40分前までにメンバー表と選手証を本部に提出する。
(10)試合球は、支給されたボールに準じたものを優先的に使用する。
(11)試合が不可抗力により中断または開催不能になった場合、中断は1時間までとし、前半が終了
していればその時点のスコアで試合成立とするが、前半が終了していなければ再試合とする。

- 12 選手登録 (1) 選手の登録については、「高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ 愛知県リーグ 選手の登録について」(別紙③)の通りとする。
- 13 懲 罰 (1) 本大会中、通算2回の警告を受けた選手は、次の1試合に出場できない。また、警告の累積による出場停止を繰り返した場合、2回目以降については、次の2試合に出場できない。
(2) 本大会中、退場を命じられた選手は、次の1試合に出場できない。その後の処置については、規律委員会で決定する。規律委員会は、2種委員長1名、副委員長2名、審判長1名、リーグ戦事務局1名の5名で構成する。
(3) 本大会における懲罰の適用については、「高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ 愛知県リーグ 懲罰適用の考え方について」(別紙②)に従って処理をする。
- 14 入れ替え (1) 各リーグの上位2チームは、次年度県3部リーグに昇格する。
(2) 各リーグの下位3チームは、次年度地区リーグに降格する。
(3) その他のチームは、次年度県4部リーグに残留する。
(4) 上位リーグの結果に伴い、降格チーム数が増減する場合は、残留・降格チームを以下の優先順位で決定する。
①順位 ②勝ち点 ③得失点差 ④総得点 ⑤抽選
(5) 上位リーグの結果に伴い、(1)に該当するチームが次年度県3部リーグに昇格できない場合は、4部リーグ全体の上位4チームが3部リーグに昇格すると考え、以下の方法で昇格チームを決定する。
①順位 ②勝ち点 ③得失点差 ④総得点 ⑤抽選
(6) 上位リーグの結果に伴い、(2)以外のチームが次年度地区リーグに降格する場合は、4部リーグ全体の下位チームが地区リーグに降格すると考え、以下の優先順位で降格チームを決定する。
①順位 ②勝ち点 ③得失点差 ④総得点 ⑤抽選
- 15 熱中症対策 (1) 熱中症対策については、「高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ 愛知県リーグ 熱中症対策について」(別紙⑤)の通りとする。
- 16 そ の 他 (1) 付添い責任者のいないチームは、その試合を不戦敗とする。
(2) 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由のあるチームは、原則として0対3で敗戦したものとみなす。
(3) 本大会に参加を申し込んだ後の棄権は一切認めない。やむを得ぬ事情で参加不可能になった場合は、直ちにリーグ戦事務局に通知し、改めて文書にて理由書を提出する。
(4) 大会規定に違反または不都合な行為があった場合は、そのチームの出場を停止する。また、そのチームが関係するすべての試合結果を抹消し、その後の処分は規律委員会で決定する。
(5) 本大会実施要項に記載されていない事項については、2種役員会において協議の上決定する。